講演会

パワーハラスメントなき社会を目指して

ー「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」（平成30年3月）を題材にー

近年、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの職場におけるハラスメントが大きな社会問題となっています。ハラスメントは、労働者の身体や心を大きく傷つけ、時には仕事さえ奪ってしまいます。

ハラスメントはなぜ起きるのでしょうか。どうしたら予防でき、万一起きてしまったときには、どのように対応すればよいのでしょうか。

本講演では、弁護士の三宅貞信氏を講師にお迎えし、平成30年3月に厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が公表した「報告書」を題材にしながら、ハラスメントが起きる原因・背景、予防と対策についてお話しいただきます。

＊＊

日時　**2019 年 5 月 29 日（水）18:00～19:30**

※開場は 17:45　***事前申込不要・参加無料***

会場　**千葉県弁護士会４階大会議室**

千葉市中央区中央 4-１３-９

JR 千葉駅から徒歩 15 分　京成千葉中央駅から徒歩５分

講師　**弁護士 三 宅 貞 信 氏**

日本労働弁護団常任幹事　千葉労働弁護団事務局長

千葉市民協同法律事務所所属　千葉県弁護士会会員

主催　NPO 法人 対話の会

松戸市金ケ作３００番地　TEL 047-303-3666

E-mail taiwanokai@white.plala.or.jp　URL http://www.taiwanokai.org/

NPO法人対話の会について

◆ 対話の会とは？

対話の会は、2001年に千葉県弁護士会有志・元調停委員・元調査官などが中心となって立ち上げたNPO法人です。対話の会は、日本で初めて犯罪被害者と加害者の対話を取り持つ活動を始め、その後、“いじめ”など学校内でのトラブル、親子間の対立、地域でのトラブルなどにその活動範囲を広げてきました。
人間関係のトラブルは、いったんボタンの掛け違いのようなことが起きると、ますます根深いものになってしまいがちです。しかし、ここに中立の第三者が入り、当事者双方の話を丁寧に聞き、少しずつ一方の思いを他方に伝えていく準備をしたうえで、その第三者が司会役となって双方が直接対話すると、この掛け違いを解きほぐし、その関係を修復することができます。
私たち NPO 法人対話の会は、修復的司法という考え方に基づいて、研修を受けた進行役がこの第三者となってトラブルでの人間関係を修復する活動を行っています。

◆ 修復的司法とは？

犯罪やトラブルは地域社会にできてしまった”穴”のようなもの。修復的司法は、この”穴”を被害者・加害者・地域の人々が協力して埋めようとするものです。

＊詳しくは、ホームページをご覧ください。 http://www.taiwanokai.org/

職場でのハラスメントと NPO 法人対話の会

私たちは、パワハラやセクハラなどの職場におけるハラスメント問題も、職場というひとつの“地域社会”にできてしまった“穴”のようなものだと考えます。近年、複数の労働法研究者が、職場でのハラスメント問題を「修復的対話」で予防・解決することを提唱するようになりました。私たちも、進行役としての実践経験は職場ハラスメントにも生かせるものと確信し、これら研究者の方々とともに、ハラスメントに特化したマニュアル作りなどをしてきました。３月９日にはパワハラケースの進行役養成セミナーも開催しました。ハラスメントは、単に被害者と加害者だけの問題ではなく、背景にある過酷な労働条件や制度的不備を抱える職場環境を改善しなれば、真の修復はできません。私たちは、当事者間の一次対話のほかに、使用者側・労働者側の代表も参加する二次対話も想定して、職場全体がこの問題を自分たち自身の問題として予防・解決するための「対話の会」を広めて行きます。